

TAX 3

申告のときに必要なもの

■ 印鑑 (認印可)

■ 前年の収入を明らかにできるもの

- 給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産などの所得がある人は収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿、領収書など
- 個人年金や各種報酬などの雑所得がある人は支払調書、個人年金支払証明書など



■ 各種控除額を証明する書類 (※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。)

- 国民年金保険料、その他社会保険料等の領収書もしくは納付額証明書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書など証明できるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費明細書 (今月号に折り込み)、領収書、補てんされた金額がわかるもの
- 寄付金控除を受ける人は、領収書・受領書

■ 所得税の還付を受ける場合は、申告者の通帳または口座番号のわかるもの

■ マイナンバーと本人確認書類

- 申告者本人のマイナンバーカード (またはマイナンバー通知カード等、番号を確認できる書類と運転免許証等の本人確認書類)、扶養親族のマイナンバーのわかるもの

【注意】 不動産の譲渡所得がある人や事業所得で青色申告をされる人は、役場では受付できません。「たがわ情報センター」で確定申告を行ってください。
 期間▶ 2月17日(月)～3月16日(月) (土日祝除く) 9～16時
 田川税務署 ☎ 44-0430

■ 上場株式等の配当・譲渡所得の申告をされる皆さんへのお知らせ

お知らせ



ご不明な点など
お気軽にご相談
ください!

上場株式等の配当所得や譲渡所得 (源泉徴収のある特定口座取引分に限る) について所得税と町県民税で異なる課税方式 (申告不要・分離課税・総合課税) を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、町県民税の納税通知書が送付されるまでに、確定申告書とは別に町県民税申告書を提出する必要があります。詳しくは、税務課までお問い合わせ下さい。

TAX 4

町税の「全納報奨金」廃止

令和2年度から個人町県民税と固定資産税の全納報奨金制度を廃止します。「税金の早期確保、納税意識の向上」を目的に創設された制度ですが、社会情勢が大きく変化し、制度創設当初の目的を達成したことなどを理由に廃止が決定しました。納税者の皆さまには、制度廃止へのご理解と引き続き期限内納付へのご協力をお願いします。

口座振替の全期一括納付者で、期別納付へ変更を希望する人は、下記へご連絡をお願いします!

☎ 税務課 ☎ 22-7762

令和2年度
税の申告

令和2年度

☎ 役場税務課
☎ 22-7762

TAX 1

申告期間

町県民税および所得税の申告受付が始まります。提出された申告書は、町県民税や国民健康保険税などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告しましょう。

▶ 役場本庁: 2月17日(月)～3月16日(月) (土日祝除く)

▶ 赤池会場 (人権のまちづくり館): 2月27日(木)～28日(金)・3月2日(月)
※旧同和対策研修センター

▶ 方城会場 (方城支所): 3月5日(木)・6日(金)

※ 令和2年1月1日時点で福智町に住居票がない人は、福智町で申告できません。

全会場共通受付時間

8時30分～11時45分、
13時～17時

※ 3月2日(月)の赤池会場は、16時で受付を終了しますので、ご注意ください。

TAX 2

申告が必要な人

■ 無収入や非課税収入のみで次にあてはまる人

- 所得証明書や課税 (非課税) 証明が必要な人
- 18歳以上の国民健康保険加入者 (※国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合、軽減措置が受けられません。)
- 遺族年金や障害年金を受給している人で、令和元年から初めて受給するようになった人

■ 営業・不動産・農業・雑所得 (公的年金以外)・一時所得などの所得があった人

■ 給与所得者で次にあてはまる人

- 勤務先で年末調整をしていない人
 - 2か所以上の勤務先から給与をもらっている人
 - 給与・退職所得以外の所得がある人 (※給与・退職所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
 - 医療費控除など各種控除を追加する人
- 令和元年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整し、勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人は申告不要です。

年末調整などの状況は
勤務先にご確認ください

■ 公的年金を受給している人で、次にあてはまる人

- 令和元年中の公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得がある人 (※年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
- 医療費控除など各種控除を追加する人

※ 所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば還付される場合があります。

※ ただし、収入が公的年金のみで、年金受給額が右の表にあてはまる人は、所得税も町県民税もかからないため、申告は不要です。

年齢 (令和2年1月1日時点)	公的年金収入
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下

